尼崎市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年1月25日 午後4時12分~午後7時30分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委 員 長 濱 田 英 世

職務代行者 礒田雅司

委員 岡本元興

委員 仲島正教

教育長 徳田耕造

3 出席した事務局職員

教 育 次 長 中 川 一

管 理 部 長 尾 田 勝 重

学校計画担当部長 舟 本 康 弘

施設担当部長 冨永謙一

学校教育部長 西川嘉彦

社会教育部長 吉田淳史

学校計画担当課長 西野俊哉

幼稚園教育振興担当課長 中 道 直 生

職員課長井上潤一

学 務 課 長 高 木 健 司

学校教育課長 平山直樹

生徒指導担当課長 魚 住 誠

こども政策課長 森山太嗣

青 少 年 課 長 向 井 義 幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第1号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第2号 尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第3号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第4号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第5号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第6号 尼崎市職員の退職管理に関する条例について
- (7) 議案第7号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第8号 尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例について
- (9) 議案第9号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に 関する条例について

- (10) 議案第10号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例について
- (11) 議案第11号 尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例について
- (12) 議案第12号 尼崎市いじめ問題対策審議会条例について
- (13) 議案第13号 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について
- (14) 議案第14号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 平成28年度学校教育に関する重点取組について
- (2) 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)に対する市民意見公募手続の結果等について
- (3) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(素案)について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時12分、委員長は開会を宣した。

濱田委員長 日程第2の「議事」について、「第1号から第12号 条例の改正及び制定について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から第12号」は、公開しないことと決しました。 なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と 委員協議」の後に審議することといたします。

濱田委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 12月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。

12月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。

よって、議事録は報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長 次に、日程第2の「議事」に移ります。

「議案第13号 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の

一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。青少年課長。

青少年課長 110ページをお開きください。議案第13号「尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類と して「義務教育学校」が創設されたことにより、改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。次ページの新旧対照表をご覧願います。第14条中の括弧書きにあります、中学校の次に、「義務教育学校」を加えるものでございます。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い 申し上げます。

濱田委員長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員
どの学校が義務教育学校なのか。

青少年課長 現在、市内には義務教育学校はありません。今後、義務教育学校が設置された際に 対応できるよう改正するものです。

仲島委員 兵庫県内にも義務教育学校はないのか。

青少年課長 現段階では県内の義務教育学校の有無は分かりかねますが、今回の改正内容は県内 の義務教育学校も対象にしています。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

「議案第13号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長

続いて、「議案第14号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校計画担当課長。

学校計画担当課長

それでは、112ページの議案第14号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

それでは、議案説明資料に沿って説明いたしますので、113 ページをお願いします。 件名は、尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について でございます。1 の改正理由でございますが、尼崎市立定時制高等学校の再編により、 平成28年3月をもって尼崎市立城内高等学校及び尼崎市立尼崎工業高等学校を廃止す ることに伴いまして、規程の改正を行うものでございます。 2 の改正内容でございま す。教育委員会が所管する自家用電気工作物の保全の確保について定めている尼崎市 教育委員会自家用電気工作物保安規程でございますが、別表中尼崎市立城内高等学校 の項及び尼崎市立尼崎工業高等学校の項を削り、尼崎市立尼崎養護学校の前に尼崎市 立琴ノ浦高等学校の項を追加するもので、具体的には 114 ページの新旧対照表にあり ますように別表(抜粋)中、現行にあります尼崎市立城内高等学校と尼崎市立尼崎工 業高等学校の項を削除し、改正後のように尼崎市立琴ノ浦高等学校の項を追加するも のでございます。113 ページの議案説明資料に戻っていただきまして、3 の施行期日で ございますが、平成 28 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいま すようお願いいたします。

濱田委員長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長

他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

「議案第14号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

濱田委員長

異議なしと認めます。

よって、「議案第14号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長

次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。

「平成28年度学校教育に関する重点取組について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

「平成28年度学校教育に関する重点取組」についてご説明させていただきます。 まず、資料について確認願います。資料は3種類ございまして、1つ目は115ページ「教育委員会資料(1)」平成28年度学校教育に関する重点取組(案)の作 成について、2つ目は116ページからの「教育委員会資料(2)」平成28年度学校教育に関する重点取組、3つ目は120ページからの「教育委員会資料(3)」『重点取組』の変更点の対比でございます。

では、115ページ『平成28年度学校教育に関する重点取組(案)の作成について』をご覧ください。1の作成に係る視点・観点でございますが、昨年と同様に(1)から(6)にあります「尼崎市総合計画」・「尼崎市教育振興基本計画」等をもとに「今年度の重点取組項目」との継続性を考えて作成いたしました。2の主な改定でございますが、(1)構成につきましては、昨年度、表表紙(1面)に「尼崎市教育振興基本計画の展開方向」や、裏表紙に「学校教育に関する重点取組」の位置付けを記載する等の改定をしたところでございますので、平成28年度は、今年度と同様の構成といたしました。(2)の内容でございますが、①大項目につきましては、「尼崎市教育振興基本計画」に沿ったものになっておりますので、平成28年度は改定せず、平成30年度からの後期計画となる時期にあわせて改定しようと考えております。また、小項目につきましても、昨年度、重点化を図るため項目の統合を行いましたので、改定は行わず、文言修正のみとさせていただきました。関連項目につきましては、右ページに今日的課題や新規事業等を踏まえ、削除及び追加、変更したものを表にまとめました。後ほど、説明させていただきます。

116ページ「平成28年度学校教育に関する重点取組」をご覧ください。先程、ご説明いたしましたように、平成27年度と同じ構成としておりますが、1点追加した点がございます。119ページ、裏表紙の下、〈参考〉「学校教育に関する重点取組」の位置付けの右上の部分にあります「尼崎教育振興基本計画」の上に、総合教育会議を受けまして、「教育に関する『大綱』」という項目を同列で付け加えております。続きまして、120ページ横長の「『重点取組』の変更点の対比」をご覧ください。左に今年度、右に来年度の重点取組を載せ、対比するようになっております。先ほども申し上げましたが、1から5の大項目につきましては、変更はございません。

それでは、下線をつけております変更点をご説明させていただきます。大項目 1の(1)ですが、各学力調査で明らかになったように、主体的な学習や協働的な学習が、学力向上に有効でありますことから、今年度「アクティブ・ラーニング推進事業」、「アクティブ・ラーニング学習モデル研究事業」を新規事業で実施します。それを踏まえ「主体的・協働的な学習を加味した授業に取り組み」を主旨説明の文中に加え、関連項目につきましても、「アクティブ・ラーニング」を一番前にもってきました。さらに、各校の学力向上の取組のもととなる「学力向上アクションプラン」を追加し、保護者や地域へより積極的に発信することを目指しております。(2)の下線部は、小項目を文言整理し、「取組を充実させ」としたことと、「全校園体制」の「園」を削除し、「全校体制」としました。関連項目につきましては、「サポートファイル」を削除し、「個別の教育支援計画」を追加しました。これは、サポートファイルについては、生まれてからの成長記録を保護者の任意で活用することができるものですが、「個別の教育支援計画」は、学校

教育の分野でどんな支援をするかを記載したものです。来年度は、小学校・中学 校で作成することになっており、よりはっきりさせるために『個別の教育支援計 画』としました。大項目2(1)の趣旨説明の下線部については、文章のつなが り等を考え、文言整理をいたしました。関連項目につきましては、「道徳的実践力」 は趣旨説明中に「実践力を高める」と記されていることから、削除し、県の指導 の重点を踏まえて「人権感覚」を「人権意識」に変更しました。平成27年度の「学 校いじめ防止基本方針」については、各校で策定されましたので削除し、来年度 は「市のいじめ防止基本条例」が策定されることから、「いじめ問題への対応」と いう文言で追加しました。また、(2)の関連項目では、家庭でのルール作りを含 めて、「携帯・スマホ等の適切な活用」としました。(3)の関連項目につきまし ては、平成27年度の「キャリアプランニング能力」「主体的な進路選択の支援」 については趣旨説明で記されているため削除しました。また、「キャリア教育全体 計画」は本年度、各校で作成について検討されており、平成28年度は全校で作成 されるものになっていることから追加しました。また、「キャリアノート」につい ては、県教育委員会からモデルが提示され、活用することとなっていることから、 追加しております。大項目3(1)の趣旨説明の下線部は文言修正をしました。 関連項目につきましては、「食を選択する力」を削除しました。これは、食育基本 法に記されている言葉ですが、趣旨説明の「『食』に関する正しい知識・情報を理 解させる」ことに含むと考えました。また、「食物アレルギー対応」につきまして は、近年その対応が重要性を増してきたことから、追加しました。(2)につきま しては、まず第一に、運動する楽しさや喜びがあり、次に体力・運動能力の向上 を図ることになると考え文言修正しました。大項目4(1)の関連項目からは「安 全指導」「子ども110番の家」「見守り隊」を削除しました。それぞれ周知され ていることから特記することではないと考えたからです。また、「自転車を含めた 安全教育の推進」は「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定さ れ、子どもたちへの安全教育、とりわけ、自転車の安全運転に取り組むことが重 要と考え追加しました。(2)につきましては、教育委員会として学校に作成を依 頼している「学校災害対応マニュアル」を趣旨説明の文中に入れ、防災教育の推 進を促すような記載としました。大項目5(1)は趣旨説明を文言整理しました。 (2)では、小項目の文言を、県の指導の重点の言葉に合わせて、「地域資源」か ら「地域の教育力」に変更し、趣旨説明では、学力向上アクションプランや学校 評価の結果などを、地域や家庭へ積極的に情報提供してほしいと考え追加して記 載しております。関連項目につきましては、「学校評議員制度」や「学校関係者評 価」の周知された言葉を削除し、中教審の答申で上げられた「地域学校協働本部」 を追加することで、地域との連携を学校が意識するようにしました。

以上のように、これまでの取り組みから一歩進め、100 周年を機に、さらなる 学力向上、地域・家庭とともにある学校を創っていこうという意図を込め、来年度 の重点取組を設定いたしました。どうぞよろしくご審議願います。

濱田委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 115ページの大項目1の「サポートファイル」はなくなり、「個別の教育支援計画」 となるのか。サポートファイルはどのような扱いになるのか。

学校教育課長 サポートファイルは生まれた時からの記録で、保護者が持っているものです。個別 の教育支援計画は毎年ひとりひとり作成する支援計画で、学校が持つようにするもの です。

濱田委員長 保護者が作っているサポートファイルとの連携はどうなっていくのか。

学校教育課長 重点取組のなかに明記はしていませんが、サポートファイルの活用や連携は考えています。

濱田委員長 活用や連携をするために、この重点取組のなかに入れることはしないのか。

学校教育部長 全市的にサポートファイルは保護者に作成を推奨しており、学校とも連携して活用 を図る必要があるものと考えております。今回は学校側からの視点で作成した支援計 画として「個別の教育支援計画」を入れさせていただきましたが、サポートファイル も入れておくことは検討いたします。

仲島委員 キャリアプランニング能力がキャリア教育全体計画とキャリアノートに変更となっ たが、キャリア教育全体計画とキャリアノートついて教えてほしい。

学校教育課長 今年度までは明記することなくバラバラに取組みを行っていたが、来年度からは学校の中でそれぞれの教育活動を繋ぐようにしようと考えています。

濱田委員長キャリア教育とは例えばどのようなことか。

学校教育課長 「社会とのつながりを自覚し、自立した人」を目指しています。

仲島委員 「キャリア教育」とよく聞くようになったが、キャリア教育とは何か、具体的に分かりにくい。最近取り上げられるようになってきたが、以前からずっと取り組んでいたと思うので、改めて取り上げることで先生の負担を増やす必要はないのではないかと思う。キャリア教育全体計画のように計画となっているということは、報告書の提出も必要となってくるのですよね。そのような手間を増やさないであげてほしい。

濱田委員長 「キャリア教育」の方向性がちゃんと伝わっているのかが心配なので、学校や教育 委員会として、子どもたちをどのような子に育てていくのかという方向性を明確に示 しておく必要があると思う。

学校教育課長 キャリア教育全体計画は、今までバラバラに取り組んでいたものをまとめて整理す

るという観点に立っているものであり、新たに取組みを始めて負担を増やすことを考えたものではありません。

岡本委員

文系に進むのか理系に進むのかなど、将来どの方向を向いて進むのかを子ども自身で考えることが小学校でできるように教育していくのかと思って聞いていたが、今の説明ではそういうことではないようですね。

学校教育課長

将来の夢を考えたときに実現するにはどのような道に進めばいいのかというような ことではなく、自分自身のことや社会のなかでの自分の役割などを考えるきっかけを 作り、中学校で将来のことについて考えることに繋げていきたいと考えています。

仲島委員

全校から報告書を提出してもらったということだけで満足することのないように注 意してもらいたい。

礒田委員

今現在でもキャリア教育を行っている事例があるとのことであったが、具体的にどのようなことが行われているのか。

学校教育課長

中学校においては進路学習ノートを1学年で1冊ずつ、合計3冊作成しており、1年生は小学校から続いて自分自身を知って適性を把握し夢は何かを考える、2年生はその夢を実現するにはどうすればいいのかを考える、3年生は具体的な進路を考えるということを行っています。

濱田委員長

そうであるなら、「中学校は進路学習ノートを使ってやりましょう」ということがキャリア教育ということでいいのか。

学校教育課長

関連項目で挙げているのは、意識して取り組んでもうらいたいという意図であるため、類似した取組みを行っているのであれば活用していくことを考えています。

濱田委員長

それでは、教育委員会として望むキャリア教育とはどのようなものか。キャリア教育の全体計画はどのようなものを考えているのか。

学校教育課長

キャリア全体教育計画には具体的な取組みを記載しているものであり、キャリア教育の方向性は記載しておりません。

仲島委員

それぞれの取組み1つにまとめることで全体が見えやすくするとは大事なことだと思うので、そういった観点でこの計画も大事だと思う。

岡本委員

社会のなかで自己実現するにはどうすればいいのかを、小学校から中学校に繋がって考えることができるように指導していくということですね。

濱田委員長 報告書やノートを作成したことに満足して収まることのないように注意していって もらいたいと思う。

濱田委員長 大項目5についてですが、スクールサポーターは学校支援ボランティア、学校評議 員制度、学校関係者評価を合わせたものなのか。

学校教育課長 今年度、様々な学校支援をいただいている方のことを分かりやすいようにまとめて、 スクールサポーターのガイドラインを作成しました。学校ではスクールサポーターと いう言葉がよく認知されています。内容としては、学校支援する様々な方々のことで、 地域の教育力と言い換えてもいいかもしれません。

岡本委員 今までは学校支援ボランティアと呼んでいたものをスクールサポーターと呼び変え ることになるのか。

学校教育課長 学校には支援いただいている様々な方がいますが、総称はありませんでしたので、 総称してスクールサポーターとしました。

礒田委員 これは学校が集めて組織するものなのか。

学校教育課長 誰かが集めて組織するというものではなく、地域にある支援の力を総称するもので す。

岡本委員 それでは、今まであった学習支援ボランティアはなくなるのか。名称の明確な使途 はまだ決めておらず、これから文言の整理をしていくということか。

学校教育課長 総称して呼べることで分かりやすくなるようスクールサポーターとしてまとめ、今年度ガイドラインを作成したところです。したがって、今後呼び方の整理も進んでいくかと思います。

礒田委員 スクールサポーターと社会教育における地域支援本部との整合性はどうなっている のか。

学校教育課長 学校が求める支援と地域の方が持っている活かしたい技術がうまく合致した特別支援ボランティアを1つのかたちとして、地域と学校が連携していく方向にあります。

議田委員 制度としてはとてもいいものだと思うが、1つの学校に学校教育と社会教育の2つ の制度があることで複雑化していることが気になる。また、教育委員会内での呼称の 整理を行っていってほしいと思う。

社会教育部長

今年度、土曜学習の支援モデルでは、子どもたちが学校では学べない体験を地域の

方々がさせてくれる事業を3校で実施しました。来年度は、今年度実施した土曜学習の支援モデルと同様の要素があることに加えて、学校の求めと地域の力をマッチングしていく要素もある学校支援活動のモデル事業の実施を考えており、地域の力を発揮する機会を提供し、地域の教育力の向上に繋げていけると考えています。そのなかでスクールサポーターの力を借りることもあるかと思いますので、学校教育と連携しながら進めていきたいと考えています。

濱田委員長

同じ方向を向いて進んでいるのに、社会教育と学校教育のそれぞれに窓口があるが、 その窓口を1つにすることはできないのか。

学校教育課長

学校教育も現在は本部はありません。最終的には地域学校協働本部の設置を目指しますが、来年度に設置するものではなく、常に地域学校協働活動を意識しながら取り組むようにするために入れております。

社会教育部長

学校では地域から信頼される開かれた学校づくりに取り組み、一方で社会教育では 学校のニーズに応じた地域の力とのマッチングを行っていき、学校教育と社会教育が 両方向で取り組むことで、最終的に1つになることができると考えています。

礒田委員

活動の方向性は同じでも導入部分が違うので、支援いただける地域の方々が戸惑っている。地域の方々が困ることのないようにしてもらいたい。

社会教育部長

来年度実施予定の社会教育のモデル事業ではコーディネーターを1名置くことを考えています。コーディネーターが学校のニーズを聞き、地域の力と繋げていくことを考えており、そのことで地域の方の戸惑いも軽減できるのではないかと考えています。

学校教育部長

学校支援ボランティアという言葉についてですが、現在学校ではボランティアだけではなく様々な方に活動いただいており、いろいろな呼称が錯綜して混乱している現状があったため、スクールサポーターという名称で整理を図りました。

また、学校支援地域本部や地域学校協働本部などの名称についての整理ですが、学校支援地域本部とは学校を支援するための地域の組織であり、地域からの一方通行の側面があるが、地域学校協働本部は学校と地域が双方向でやりとりできる組織と認識しております。地域学校協働本部は来年度に実現するものではありませんが、今後の実現を目指す意識を高めるために記載しています。

岡本委員

この重点取組は誰に配布するのか。

学校教育課長

各学校や来校した方にお渡ししています。

岡本委員

こうして重点取組としてまとめ、説明してもらえることで、新たに勉強できたり意識できるようになるため、その点では良いことだと思う。

礒田委員

大項目4の(1)の関連項目の「自転車を含めた安全教育の推進」について、中学校では自転車通学が禁止されているかと思うが、そのようななかでどのように指導していくのか。

また、災害マニュアルを学校災害マニュアルに変更したとのことであったが、学校 での意識付けや啓発はどうなっているのか。

学校教育課長

自転車の安全教育については、交通安全課から安全リーダーを学校ごとに設置するよう依頼があったり、中学校ではクラブ活動内での移動の時の自転車の乗り方を4月から5月にかけて学校現場で実施することとしています。小学校ではすでに8割以上の学校で危ない自転車の乗り方や事故を紹介しています。

次に災害マニュアルについてですが、すでに学校が作成しているマニュアルは学校 災害対応マニュアルという名称であるため、学校にとっても分かりやすいかと思いま す。南部は地震の際には津波の可能性が特に高いなど、地域性に合わせて防災訓練も 学校ごとに実施しています。

濱田委員長

この重点取組は高校も含まれますよね。高校生の自転車マナーが良くないところが あるので、ぜひ自転車の安全教育を行ってほしい。

岡本委員

重点取組を作成し始めた頃は今よりもシンプルなものであったが、行っている施策と関連付けを行っていくことで、内容が多くなってきていると思う。施策と関連させていくことは大事だと思うが、学校現場の負担増加に繋がっているような気もするので、一度原点に返ってもっとシンプルにしてもいいのではないかと思う。

濱田委員長

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

濱田委員長

続いて、「尼崎市いじめ防止基本方針(素案)に対する市民意見公募手続の結果等について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。こども政策課長。

こども政策課長

それでは、お手もとに配布のシートに従い、「尼崎市いじめ防止基本方針(素案)に 対します市民意見公募手続、いわゆるパブリックコメント、の結果につきまして、ご 報告申し上げます。

まず最初に、この「尼崎市いじめ防止基本方針(素案)」につきましては、「いじめ防止対策推進法」第12条に基づきます地方公共団体のいじめ防止基本方針で、昨年の12月市議会におきましてご報告させていただいたものでございます。パブリックコメントの実施期間につきましては、シート1実施期間に記載のとおり昨年の12月1日から12月21日までの21日間で実施し、2実施結果の(1)で記載のとおり4人の方から16件のご意見をいただきました。いずれも市内にお住まいの市民で、その内訳は、子どもをお持ちの保護者の方が2人、いじめの防止のために取組をなされているNPO法人の兵庫県の代表者が1人、過去いじめを受けたことのある大人(女性)1人でし

た。(2)の「意見の概要」と「市の考え方」につきましては、次ページ以降にまとめておりますが、いただきました意見 16 件につきましてはシートに記載のとおり、「意見を反映した」が 1 件、「すでに盛り込み済み」が 10 件、「その他」が 5 件と整理いたしました。

それでは、寄せられたご意見および概要、市の考え方についてご説明いたします。 次ページをお開き願います。いただきました16件の意見を3つの分類に整理してNo.1 からNo.15 までにまとめて記載しております。No.1 寄せられたご意見の概要が「実際に いじめが発生するのは学校だけとは限らない。いじめの解決を学校の教職員だけに押 し付けるのではなく、家庭・地域・学校とが連携しあえる関係づくりが必要である」、 これにつきましては市の考え方は「意見を反映した」に分類して素案に反映していま す。市の考え方としては、「いじめ問題への対応に際し、地域社会全体が相互に連携し て対応していく必要があることは、当該基本方針(素案)の「1 はじめに」「2 い じめの防止等の対策に関する基本理念」「4 いじめに対する共通理解」「5 いじめ の防止等に関する基本的な考え方」などに記載しています。また、総合教育会議等こ れまで当該基本方針(素案)を策定する過程でも、家庭や地域などが連携しながら学 校を支援していく取組みの強化などについて意見があった点を踏まえ、連携強化の取 組みをさらに充実させる必要があります。そのため、今後は新たに、各中学校区健全 育成協議会を活用したいじめの防止等の自主的な取組みを進めていけるよう、「8 い じめの防止等に係る本市及び学校の取組みの評価・課題・対応策」に意見を反映させ ました」としました。次ページをお開き願います。No.9 寄せられたご意見の概要が「昨 今教職員の仕事量の多さから本当に必要な児童生徒とのコミュニケーションが欠けて いるように感じる。教職員が本来の業務に徹することができるようにしていくことも 課題ではないか」、これにつきましては市の考え方は「すでに盛り込み済み」としてお り、「いじめの防止等に係る取組みにおいては、教職員が児童生徒と接する時間をでき るだけ多く確保し、児童生徒の日常的な観察に努めることがもっとも基本で、重要な ことと考えています。当該基本方針(素案)の「8 いじめの防止等に係る本誌及び 学校の取組みの評価・課題・対応策」に記載のとおり、家庭や地域なども含めた関係 者間の情報共有により、いじめの防止等に関するさらなる連携した取り組みを進めて いくことや、また、いじめ問題等に対応していく際、様々な専門的見地からアドバイ スが得られるよう、学校支援専門家派遣事業を実施するなどの新たな取組みの推進を 含めて、教職員の負担軽減に繋げていきたいと考えています」としました。次にNo.11 「相談期間として、普段からスクールカウンセラーがいるようにするなど、その充実 とともに質の向上、日常的に相談しやすい環境を整えてもらいたい」、これにつきまし て市の考え方は「その他」と分類し、「小・中学校へのスクールカウンセラーの配置は、 いじめ等の学校が抱える様々な課題に対応していくため、学校現場からの要望も多く、 毎年度、兵庫県教育委員会からの配置の拡充が図られ、現在小学校 42 校中 12 校、中 学校 19 校全校で配置がなされています。全小学校への配置について兵庫県教育委員会 に要望していくとともに、児童生徒が日常的に相談しやすい雰囲気づくりについて引 き続き取り組んでいきます」としました。次にNo.13の重大事態への対処に関するご意 見といたしまして、「重大事態の判断基準の一つで、児童生徒が相当の期間学校を欠席

した場合の欠席日数について、年間30日を目安としているが、児童生徒が一定期間連 続して欠席していれば、30日に満たない場合でも相当期間と認め、重大事態であると 認定できるようにしており、いじめの被害者の保護に厚い取り決めであるため、維持 していただきたい」、これについて市の考え方は「すでに盛り込み済み」と分類し、「重 大事態の要件の一つとなる児童生徒の学校の欠席日数は、年間30日を目安とするもの の、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、学校又は教育委員会の判断に よることは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」と同様、当該基本方針(素 案)の「10 重大事態への対処」に記載しているところです。今後、当該基本方針に 基づく取組みを進めていきます」としています。次ページをお開きください。№15の その他当該基本方針に関することのご意見として、「学校や教職員がいじめに加担、助 長、いじめを隠蔽、放置、黙認した場合、尼崎市教育委員会は、兵庫県教育委員会に 対して、関係した教職員に非違行為があったことを報告し、懲戒処分を求める旨を規 定していただきたい」とあり、基本方針に記載することで、いじめ防止の抑止効果を 高めてほしいという主旨であると理解しています。これについて市の考え方は「その 他」と分類し、「当該基本方針(素案)では、いじめは、どこの学校のどの児童生徒に も成長過程の中で起こり得るもので、一定数のいじめは存在するものであるとの前提 のもと、いじめの未然防止、早期発見及び対処に繋がる各種取組みの推進と地域社会 のすべての関係者の連携により、いじめを解決していく考え方であり、教職員に非違 行為があった場合は、法に則って適正に判断していくこととなります」としています。

次に、基本方針へのNo.1の「意見反映」の修正箇所につきましては、基本方針の8 ページをお開き願います。8ページの4行目に記載のとおり「…ほか、各中学校区健 全育成協議会を活用して新たにいじめの防止等に係る取組を始める…」と文言の付加 修正を行い、家庭・地域・学校の連携強化の取組をさらに充実させるため、既に市立 中学校全19校に設置しております「中学校区健全育成協議会」を活用した「いじめの 防止等」の取組を行っていくものでございます。この協議会は、昭和50年代の非行問 題が激しくなった時期に、学校・家庭・地域が積極的に連携して児童生徒の健全育成 を図る目的で、小・中学校の教職員、PTA、少年補導委員、民生児童委員、警察官な どを構成メンバーとし、昭和54年度に設けられたもので、市の委託事業(地域連携事 業)として、街頭補導活動(夏休み期間や祭礼時)、非行化防止活動(標語募集)、美 化・緑化活動、たそがれコンサート活動などを実施しているところでございます。今 後、この協議会におきまして、いじめの防止等における家庭・地域・学校の連携の取 組としまして、①学校外での見守り活動などを通じて、児童生徒の学校外でのいじめ 事象や、日常の小さな変化や SOS が確認された場合に、通報する各学校の連絡窓口に つきまして情報共有を行うこと、②また、年2~3回程度開催されている同協議会の 会議において、市内全体及び当該学校毎のいじめの認知件数の報告及び、その態様な どの現状報告を行い、各中学校区において工夫を凝らした自主的な取組に繋げてもら うため、平成28年度から中学校区健全育成事業の委託内容にいじめの防止等の取組項 目の追加を行っていくものでございます。

以上で「尼崎市いじめ防止基本方針(素案)に対します市民意見公募手続の結果及 び、「尼崎市いじめ防止基本方針の成案化」につきまして、ご報告を終わらせていただ きます。なお、今後のスケジュールは1月21日の政策推進会議にて協議を経て市長決裁にて成案化したものでございます。また、8ページの「9 いじめの防止等のための組織体制での会議体及び附属機関」につきましては、平成28年2月議会にて条例案を上程予定としております。

濱田委員長 報告は終わりました。

これより質疑に移ります。発言はございませんか。

岡本委員パブリックコメントで寄せられるご意見の人数や件数は通常この程度なのか。

こども政策課長 例えば聖トマス大学についてのパブリックコメントは直近では56件寄せされていま す。内容や市民の関心度によって変わってくるのではないと思います。

岡本委員 このパブリックコメントのご意見をもって簡単に内容を変えてしまうのもどうかと 思うが、そのあたりはいかがか。

こども政策課長 パブリックコメントだけではなく、総合教育会議での意見も踏まえて内容に反映させています。

岡本委員 今いただいているこの資料は公表するのか。

こども政策課長 2月1日以降に市のホームページに掲載する予定です。

岡本委員 市の考え方として書かれている「すでに盛り込み済み」や「意見を反映した」とい う文言は記載されたまま公表するのか。

こども政策課長 市で統一されたルールに則って「すでに盛り込み済み」等の割り振りをさせていた だいているので公表します。

岡本委員 記載された状態で公表することで、実際は市でもいろいろな部署が関わり、何度も 協議を重ねて作成されたものであるにも関わらず、パブリックコメントでいただいた 少数派の意見を取り入れて内容を変更した、という誤解を与えてしまうのではないか という懸念がある。いただいたご意見を大切にすることは大事なことだが、誤解を与えることがないように公表の仕方に工夫が必要ではないかと思う。

こども政策課長 市が決めている尼崎市意見聴取プロセスに沿って行っているものです。

岡本委員 初めて見る市民のなかには、私と同じ印象を受ける方もいるかもしれませんが、すでに決められたマニュアルがあるのですね。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

濱田委員長 続いて、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(素案)について」を議題としま す。提案理由の説明を求めます。こども政策課長。

こども政策課長

それでは、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(素案)」を策定いたしましたので、(素案)の内容と、この(素案)に対します市民意見公募手続、いわゆるパブリックコメントを1月22日から実施しておりますので、併せてご説明いたします。お手もとにご配布のシートのうち、(素案)【概要版】を中心にご説明いたします

まず最初に、この次世代計画(素案)の策定の背景・目的でございますが、1ペー ジ上段の(どんな計画なの?)に記載のとおり、子どもを生み育てやすいまちになる ように、子どもを取り巻く地域社会や事業者、行政などが連携して取組を進めるため の計画で、点線の囲み内で記載のとおり、この計画の根拠法は、平成17年4月から10 年間の時限立法として施行されました「次世代育成支援対策推進法」で、同法に基づ きます市町村行動計画となります。本市では、既にこの計画(素案)の前身となりま す「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)を、 平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「前期計画」、また、平成 22 年度 から平成27年度までを計画期間とする後期計画を策定し、取組を進めているところで ございます。計画策定の根拠法の「次世代育成支援対策推進法」が、点線の囲み内で 記載のとおり平成 27 年度からさらに 10 年間延長され、現在の計画であります「わい わいキッズプランあまがさき」が本年度末で年限を迎えることとなりましたので、後 継となるこの新たなこの計画(素案)を策定したものでございます。この計画の位置 づけは、尼崎市総合計画の部門別計画であり、また「尼崎市子どもの育ち支援条例」 の推進計画でもあります。次に、計画策定の経過ですが、1ページ中断下(この計画 はどうやってつくったのか?)に記載のとおり、市長と教育委員会の付属機関であり ます「尼崎市子ども・子育て審議会」に対して昨年4月30日に諮問し、これまで全体 会3回、部会6回開催し、最終の1月7日の全体会での協議を経て、1月14日付けで 中間答申をいただき、市としてこの計画(素案)を策定したものでございます。この 協議・検討にあたり、記載のとおり、これまでの本市の取組みを評価したものや、ア ンケート調査結果などの現状を把握を行い、計画策定をおこなったものでございます。 保護者アンケート結果でございますが、恐れ入りますが、計画(素案)の本編の24 ページをお開き願います。市内在住の未就学児のいる世帯・保護者 2,000 人及び小学 生のいる世帯・保護者2,000人、合計4,000人を無作為に抽出し、回答の回収率は55.4% となっております。①子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることについて は、就学前児童では「子どもの教育に関すること」「子育てやしつけがうまくできてい ないという不安がある」「自分の自由な時間が持てない」の割合が、小学生では「子ど もの教育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」「子どもの安全に関すること」 の割合がそれぞれ上位を占めています。また、6年前の調査との経年比較では、就学 前児童における「子どもの教育に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」の 割合が高くなっている一方で、「子育てにかかる出費がかさむ」「子育てやしつけがう まくできていないという不安がある」の割合が低くなっています。小学生の経年比較 では、「子どもの発達・発育に関すること」「子育てにかかる出費がかさむ」の割合が 高くなっている一方で、「子育てやしつけがうまくできていないという不安がある」「子 どもの教育に関すること」の割合が低くなっています。次に、29ページをお開きくだ さい。④尼崎市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいものとして、就学前 児童では「後援などの子どもの遊び場の整備」「一時的に子どもを預けられる保育サー ビスの充実」「保育所(園)・児童ホームの待機児童対策」の割合が、小学生では「子 どもが安心して安全に生活できるための地域での防犯対策」「学力向上に向けた取組 み」「子育て支援に関する情報提供の充実」の割合がそれぞれ上位を占めています。次 に中・高校生向け意識調査結果でございますが、30ページをお開き願います。調査対 象は市内公立中学校に通う1~3年生 452 人及び公立高等学校も通う1~2年生 477 人の合計 929 人とし、回答回収率は 92.9%です。④将来、自立した大人になるために 大切だと思うことについて、中学生、高校生ともに「社会のルールや決まりを守るこ と」の割合が最も高くなっています。6年前の調査結果と比較すると、中学生におけ る「将来の夢を持つこと」の割合は約20ポイント低くなっており、高校生における「生 活に必要な収入を得ること」の割合は約20ポイント高くなっています。次に、⑥中学 生、高校生の子どもを持つことへの意識について、中学生では「当然、子どもをもっ て育てたいと思う」の割合が最も高く、その中でも乳幼児とふれあう機会が「たくさ んある」中学生は、「まったくない」中学生よりも40ポイント以上高くなっています。 高校生では約7割が、「子どもがほしい」と回答しており、その中でも乳幼児とのふれ あう機会が「たくさんある」高校生は、「まったくない」高校生よりも 25 ポイント以 上高くなっています。次に、⑦携帯電話の所持状況等について、中学生の約8割、高 校生のほぼ全員が携帯電話やスマートフォンを持っています。携帯電話やスマートフ オンの使い方について、家の人との約束を「きちんと守っている」「だいたい守ってい る」を合わせると中学生、高校生ともに5割を超えている一方、中学生の約2割、高 校生の約3割が「家の人との約束はない」と回答しています。

資料【概要版】にお戻りください。続きまして、この計画の基本的な考え方でございますが、2ページに上段に記載のとおり、基本理念といたしまして、「子どもの笑顔が輝くまち、あまがさき」と定めました。子育てついての考え方の基本としましては、次代を担うかけがいのない子どもたちの輝く笑顔と、健やかな成長を願い、それを社会全体で実現していくことにあります。そのためには、一人ひとりの子どもたちの人権が尊重され、大人も、子どもも、地域の一員として、ともに生き、ともに感じ、ともに育つことのできる、心豊かな社会を創造していく必要があり、個人、家庭、地域社会、事業者、行政などあらゆる構成メンバーが世代、領域を超えて協働して、この「子どもの笑顔が輝くまち」あまがさき」をつくりあげていく必要がございます。「基本的な視点」として、「子どもの主体性の尊重」「家庭の子育て力が高まる支援」「協働による取組と社会全体による支援」の3点をこの計画全体を横串でつらぬく思想として定めております。

次に、3ページをお開き願います。この計画の体系を記載しています。今回新しく

策定しましたこの計画(素案)における施策構築の考え方につきましては、本市の最 上位計画であります尼崎市総合計画と整合を図る観点から、この計画(素案)の施策 の方向性は、総合計画の施策の展開方向に対応した体系としております。目標としま しては、記載のとおり3つの目標を掲げ、それぞれ取組みの方針を示す「施策」と「施 策の方向性」でまとめております。4ページをお開き願います。目標1としましては、 「子育てを楽しむ家庭環境づくり」として、主に就学前を対象とし、すべての家庭が 安心して子どもを生み、子育てを楽しく感じることができるような環境整備を目指し、 取組の方針を示す「施策」としまして、(1)安全に安心して生み育てるための支援と (2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援を掲げており、記載のとおり取組例とし ましては、乳幼児健康診査の受診率向上や規則正しい食習慣を身に付けるための食育 の推進、また、子育て家庭の利用度が高まるような各種子育て支援に関する情報発信 に努めることなどに取組んで参ります。目標2としましては、「すべての子どもが健や かに育つ環境づくり」として、主に社会的支援を必要とする子どもと、その家庭を対 象とし、すべての子どもが健やかに成長していくことができるような環境づくりを目 指し、取組の方針を示す「施策」としまして、(1) 社会的支援を必要とする子ども・ 家庭への支援、(2)地域で子育てを支えるための支援を掲げており、取組例としまし ては、要保護・要支援の子どもの早期発見、早期対応による児童虐待防止の取組、ま た、不登校、いじめ、非行など主に教育分野で対応している問題の背景には、家庭環 境などが複雑に絡んでいるケースもあることから、スクールソーシャルワークの手法 を活用した学校の対応力向上の支援、また、地域での子育て力を高める取組として、 子どもに関する地域課題の情報収集た見立て、子育てに関心のある活動団体やグルー プなどの人材発掘や育成支援、ワークショップ、学習会などのコミュニティーソーシ ャルワークの取組、発達・発育に関する悩み・不安、不登校、児童虐待など子ども・ 子育てに関する悩みや不安の相談に対応するため、専門の部署や関係機関がより一層 連携して関わる必要があるため、現在、庁内で最終調整中でございます平成 28 年度向 け新規事業として計上予定の「(仮称) 子どもの育ち支援センター機能検討事業」 どに取組んで参ります。目標3としましては、「豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づ くり」として、主に就学後を対象とし、子どもが社会の一員であることを自覚しつつ 他者を尊重し、主体的に強く生きていく力を地域社会全体ではぐくむ環境づくりを目 指し、取組の方針を示す「施策」としまして、(1)学校教育の充実を向けた取組、(2) 青少年健全育成のための支援を掲げております。その取組例としましては、学力向上 のための基礎・基本の確実な定着と学習習慣の確立、尼崎市いじめ防止基本方針及び 各学校が策定した各校のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組、 学習環境の整備のための普通教室空調機の整備、学校が目指す教育の姿を地域に発信 して地域に開かれた学校づくりの推進、青少年が地域で安心して過ごすことができる 場所の確保、交流の促進などに取組んで参ります。

5、6ページにつきましては、この計画の0歳から18歳までのライフステージから みた子育て支援の取組で主なものを記載いたしました。ご清覧願います。7、8ペー ジにつきましては、目標1から目標3までの施策に関連する指標を、本編内でそれぞ れ記載しているところですが、それを一覧表にまとめたものでございます。ご清覧願 います。9ページにつきましては、この計画の推進にあたっては、先ほどご説明いたしました基本的な視点の3番目の「協働による取組みと社会全体による支援」に基づき、関係機関・団体などとの連携を深め、情報共有を図るとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任、役割を認識して互いに力を合わせて、次世代育成支援推進の全体イメージ図でございます。最後に、10ページは、この計画の進捗管理体制を表したもので、先ほどもご説明いたしましたが、この計画は総合計画との整合を図る観点から、この計画の施策の方向性は総合計画における施策の展開方向に対応した体系としており、総合計画の施策評価システムを活用し、評価、改善に力点を置いたPDCAサイクルを推進して参ります。

以上で、この計画(素案)の概要説明で終わらせていただきます。なお、この計画 (素案)につきましては、お手元にご配布シート「尼崎市次世代育成支援対策推進行 動計画(素案)に対する市民意見公募手続の実施について」のシートのとおり、1月 22日から2月12日までの22日間、意見公募を行うこととしております。また、この 計画(素案)の周知を図るため2月4日から2月8日までの間、合計7回、各支所毎 に市民説明会を実施する予定としております。

以上でございます。

濱田委員長 報告は終わりました。

これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 「わいわいキッズプラン」は「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」という名 称に変わるのか。

こども政策課長 名称については、子ども子育て審議会および部会においてお諮りして決めることと なります。

濱田委員長 資料の「ライフステージからみた子育て支援の取組み」の内容は学校も知っていて ほしいですね。子どもたちが生まれてからどんな支援を受けてきたのか、どれだけ多 くの方が関わってきたのかを見ることができる。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

濱田委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長 教育委員会1月定例会報告事項について、平成27年12月22日から本日1月25日 までの主要行事および2月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

1月5日 第19回政策推進会議

(年末年始期間中の業務状況等について ほか)

- 1月14日 平成27年度中核市教育長会臨時総会(富山県)
- 1月20日 文教委員会(閉会中) 第2回阪神7市1町教育長協議会(猪名川町)
- 1月21日 第20回政策推進会議 (尼崎市いじめ防止基本方針(素案)に対する市民意見公募手続の結果等 について ほか)
- 1月25日 教育委員会1月定例会

(学校教育関係)

- 1月7日 小学校・中学校始業式
- 1月8日 高等学校・尼崎養護学校始業式
- 1月12日 幼稚園始業式
- 1月21日 第1回尼崎市立中学校給食検討委員会

(社会教育関係)

- 1月11日 成人の日のつどい (ベイコム総合体育館)
- 1月22日 田能資料館復元住居修復完成セレモニー

(2月主要行事予定表)

- 1月26日 地域とともにある学校づくり推進フォーラム
- 2月3日 兵庫県都市教育長協議会
- 2月8日 教育委員協議会
- 2月12日 第21回政策推進会議
- 2月22日~3月25日 2月市議会定例会
 - 2/22 本会議(提案理由説明等)
 - 2/25~29 常任委員会(文教委員会は未定)
 - 3/3 本会議(委員長報告、採決等)
 - 3/4、7 本会議(代表質疑)
 - 3/8~10 予算特別委員会(分科会)
 - 3/15~18 予算特別委員会(分科会報告、総括質疑)
 - 3/23 予算特別委員会(意見表明、採決)
 - 3/25 本会議(委員長報告、採決等)
- 2月22日 教育委員会2月定例会報告は以上です。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

濱田委員長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方

はご退席願います。

~~~~~~~~~以下 議事の大要は非公開とする~~~~~~~~

濱田委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会1月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後7時30分)

尼崎市教育委員会1月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。